佐賀県告示第 131 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年3月20日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	土砂災害警戒区域 の区域
唐津市	上荒川(382 I -017)	土石流	次の図のとおり
七山荒	萩迫川(382 I -018)		
Ш	平野川(382 I -019)		
	細川川-1 (382 I -020_1)		
	細川川-2 (382 I -020_2)		
唐津市	久保川1(382 I -040)		
七山池			
原			
唐津市	中組 2-1 (382 I -037_1)	急傾斜地	
七山馬		の崩壊	
Ш	宮ノ前川2(382 I -024)	土石流	
	宮ノ前川1(382Ⅱ-015)		
	下ノ門川4-2 (382Ⅱ-016_2)		
	下ノ門川 (382Ⅱ-018)		
唐津市	樽門−4 (382 I −010_4)	急傾斜地	
七山白	樽門-6 (382 I -010_6)	の崩壊	
木	樽門-14(382 I -010_14)		
	樽門川 (382 I −009)	土石流	
唐津市	藤川−2(382 I −011_2)	急傾斜地	
七山藤	藤川-5(382 I -011_5)	の崩壊	
Л	滑川(382 I -010)	土石流	
	七ツ枝川 (382 I -011)		
	野井原川(382 I -013)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)